消防法令違反対象物の公表制度

2020年4月1日開始

市民の安心・安全を確保するために 重大な消防法令違反をしている



建物はホームページに

公表します。



消防法令違反対象物の公表制度とは?

消防法令違反対象物の公表制度とは、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防本部等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページに公表するものです。

公表の対象となる建物は?

劇場、映画館、遊技場、飲食店、スーパー、ホテル、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反内容は?

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置する義務がある建物で、この義 務のあるいずれかの設備が設置されていない建物です。

公表の時期は?

消防機関が立入検査で設置されていないことを確認し、建物の関係者に違反していることを通知した日から起算して 14 日が経過しても、その違反が認められるときです。違反の是正が確認されるまで公表されます。

公表の方法と公表する内容は?

公表の方法は、浦添市のホームページに掲載します。公表する内容は、建物の名称、所在地、違 反の内容です。

建物の関係者の皆さまへ

所有または管理をしている建物に、以下のような変更を行う場合は、新たに消防用設備等の設置する 義務が生じる場合があります。変更する前に消防本部予防課へご相談ください。

- ●飲食店、物販店舗、ホテル・旅館、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ●増改築や隣接建物を廊下等で接続する場合
- ●窓やドアなどの出入口に棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

問い合わせ 浦添市消防本部 予防課 🏗 (098) 878-3982